

「文化部・委員会・同好会活動に係る活動方針」

令和3年4月
青森県立青森高等学校

■活動方針策定の趣旨

本校における文化部・委員会・同好会活動は、学校の教育活動の一環として、各文化部・委員会・同好会活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）の指導の下、芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加して行われている。技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部・委員会・同好会活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義が高い活動である。

文化部・委員会・同好会活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。一方、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部・委員会・同好会活動に入部する生徒もいる。また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、活動時間が長時間に及ぶ部・委員会・同好会もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部・委員会・同好会もあり、週1～2日短時間の活動をするだけの部・委員会・同好会もある。

文化部・委員会・同好会活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。

県教育委員会が平成30年12月に策定した「運動部活動の指針」では、スポーツ医・科学の観点を考慮し、休養日及び活動時間等について指針を示したところである。一方、このように多様な文化部・委員会・同好会活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部・委員会・同好会活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休養をとりながら進められるべきものである。

本指針は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）に則り、高等学校における文化部活動を対象として本校の実情を踏まえるとともに、文化部・委員会・同好会活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定する。

- ① 文化部・委員会・同好会活動の指導・運営に関する体制を構築し、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。
- ② 学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい文化部・委員会・同好会活動の実現を図ること。
- ③ 中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、合理的でかつ効率的・効果的な文化部・委員会・同好会活動の運営に取り組むこと。

1 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 文化部・委員会・同好会活動の実施に当たっては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）及び「防災・安全の手引」（平成26年3月 県教育委員会）に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 文化部・委員会・同好会活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部・委員会・同好会活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部・委員会・同好会活動用指導手引の活用

文化部・委員会・同好会活動の指導者は、文化部・委員会・同好会活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部・委員会・同好会活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用して、(1)に基づき指導を行う。

2 適切な休養日等の設定

文化部・委員会・同好会活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部・委員会・同好会活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）ただし、各部・委員会・同好会活動の特性に応じて大会前や合宿等を行う場合はこの限りではない。
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部・委員会・同好会活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、各部・委員会・同好会活動の特性に応じて大会前や合宿等を行う場合はこの限りではない。
- ⑥ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。
- ⑦ 教育目標や学校の特色、分野の特性及び生徒の芸術文化等に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週1日以上休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。